

評議員に提案する役員候補者案の承認について

佐々木定雄監事の2021年3月15日付け辞任に伴い、新たな監事を選任する必要があります。

第1回評議員会において決議された「役員の選任に係る透明性の確保について」（別紙参照）に基づき、賛助会員から理事長に対し以下の通り2021年3月15日付け監事選任についての案を推挙いただきましたので、評議員に提案して良いかご審議をお願いいたします。

この議案の提出については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の規定により準用する同法第72条第1項の規定に基づく監事の同意を現在の監事全員から得ていることを申し添えます。

なお、選任された場合の任期は、定款第36条第4項の規定に基づき、2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。

3月15日付け 監事選任候補	
いのまた 猪股	まさのぶ 匡順 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会 専務理事 (2021年3月5日就任予定)

以 上

<第1回評議員会決議内容>

平成24年6月22日
一般財団法人家電製品協会評議員会

役員選任に係る透明性の確保について

一般財団法人家電製品協会の役員選任は評議員会の専権事項ではあるが、役員候補者の選出については一般財団法人の構成員たる賛助会員の意見を広く取り入れ、透明性を高め、公正を期すために、以下の手続きを経て実施することとする。

1. 一般財団法人の構成員たる賛助会員の意見を広く取り入れ、透明性を高め、公正を期すため、賛助会員は、理事長に対し役員選任を審議する評議員会開催の一定時間前までに役員候補者を含め役員選任についての案を推挙できることとする。
2. 上記の賛助会員からの意見も踏まえ、理事長は更に理事会に対して役員候補者案を諮問した後に、評議員会に役員候補者案を提示し、評議員会において選任する。

以上